

会

議

午前10時 0分開議

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

今定例会中、要望書1件を受け付けました。公益社団法人日本理科教育振興協会会長、大久保昇氏から提出がありました令和3年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いの写しを議席配付してありますので御覧ください。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第163号。令和2年9月29日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和2年9月下田市議会定例会議案の追加について。

このことについて、令和2年9月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので申し入れます。

記。

追加議案について。

（1）議案名、議第55号 副市長の選任について。

（2）理由、地方自治法第161条第1項の規定に基づき、本市に副市長を置くため。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 2分休憩

午前10時10分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、市長から提出されました議第55号 副市長の選任について、議案の追加申出があります。

この際、議第55号議案を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第55号を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第55号議案は日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりすることに決定いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの令和元年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより、決算審査特別委員長、進士濱美君から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

9番 進士濱美君。

〔決算審査特別委員長 進士濱美君登壇〕

決算審査特別委員長（進士濱美君） ただいまより決算審査特別委員会審査報告書を御報告申し上げます。しばらく長くなりますので、よろしく願いいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 令和元年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

- 6) 認第6号 令和元年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 令和元年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
- 10) 認第10号 令和元年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月15日、16日、17日、18日、23日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、平井統合政策課長、日吉総務課長、佐々木税務課長、井上市民保健課長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、高野環境対策課長、長谷川観光交流課長、樋口産業振興課長、白井建設課長、糸賀学校教育課長、鈴木生涯学習課長、土屋上下水道課長、永井監査委員事務局長、鈴木会計管理者兼出納室長、佐藤議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 認第1号 令和元年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 2) 認第2号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 3) 認第3号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 4) 認第4号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 5) 認第5号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 令和元年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 令和元年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 令和元年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

以上、報告を終了しまして、続きまして、令和元年度各会計の決算審査についての御報告を申し上げます。

1. 一般会計における事務事業と決算について。

総務課。

令和元年度決算における歳入総額は121億2,096万2,424円で、前年度比10億3,271万1,904円、9.3%の増、特別会計との合計は184億694万6,545円である。

歳入増加の主な要因は、新庁舎建設関連、デジタル同報系防災行政無線整備事業、小学校費補助金に伴う市債、地方交付税、国庫支出金の増加である。

歳出総額は、114億9,352万6,599円となり、前年度比10.5%の増であった。この支出増の主なものは、新庁舎建設関連事業、デジタル同報系防災行政無線整備事業、小学校空調設備工事、中学校統合関連事業、浜崎小学校東館改築工事等によるものである。

一般会計に関わる財政構造及び財政動向は、将来を見据えた政策に多大な影響を与えることになるが、令和元年度末の主要な財政指標は近年に比して著しい変動は見られない。財政健全性を図る指標の1つ経常収支比率は89.1%、前年度比1.4ポイント改善しているもの

の、将来負担しなければならない将来負担比率は66.1%、前年度比6.0ポイント悪化している点は注意を要する。

3月には小中一斉休校や医療関連施設の混乱を来した新型コロナウイルス感染症拡大があったが、この時点での目立った感染対策財政支出は発生していない。

選挙管理委員会。

下田市明るい選挙推進協議会では、啓発指導者の育成と女性・青年層の意識の高揚を図り、成人式出席者への啓発冊子の贈呈、中学生への選挙啓発用ガイドブックの配付等の常時啓発活動に努めた。

下田市選挙管理委員会では、下田高校の定時制生徒に対する選挙資機材貸与による生徒会選挙支援、全日制1年生生徒200名に対する選挙出前授業を実施し、将来的な投票参加の促進に努めた。選挙への意識づけ、大切さの理解、投票率のアップを図るように続けていくことが望まれる。

下田市議会議員選挙が執行され、立候補者数14名（定数13名）、投票率61.18%であった。また参議院議員通常選挙も執行され、立候補者数5名（定数2名）、投票率50.67%であった。

なお、静岡県議会議員選挙及び稲梓財産区管理委員会委員選挙も執行されたが、立候補者数が定数を超えなかったため、無投票となった。

統合政策課。

新庁舎等建設事業では、令和元年度において、新庁舎建設設計・工事監理業務（債務）1,885万1,940円を執行し、新庁舎建設用地を1億5,801万1,340円で購入した。そして、建設工事を建築・機械設備・電気設備の3工事を分離で入札をしたが、建築工事・電気設備工事については、予定価格と入札額との金額に大きな差があり不調となった。不調の理由として、東京オリンピックの影響による工事費高騰があるとの説明があった。しかしながら、その理由だけでは納得できるものではなく、再入札を行わなかったことについては反省の弁があった。また、庁舎入口の道路問題・開発行為申請の取下げ手続についての指摘がされた。

地域振興事業のみなとまちゾーン活性化協議会は、平成29年6月に設置され「みなとまちゾーン」の活性化に向けての現状把握、課題抽出、活用の可能性等について検討しているとある。しかし、協議会の設置から3年目となるが、具体的なものがいまだ示されていない。まどが浜海遊公園については、駐車場だけの利用である現状から、さらなる活用を求める意見があった。道の駅については「現況のニーズにあったものに改修すべきというように大筋

の方向性を決めなければ、計画の策定を進めることができないのではないか。」という指摘があった。

ふるさと納税については、2億452万2,000円の寄附があり、前年度比3,575万9,526円の減となった。その理由として、返品は寄附額の3割までしか費用をかけることができなくなったことや、昨年の台風による被災の影響で千葉県等への支援が増加していることなどが示された。しかしながら、西伊豆町の約10億円の寄附額を考えると、約2億円しか集められない下田市との違いは何か、取組方等について改めて考えるべきではないかとの指摘がなされた。

税務課。

市税6税目の収入額は28億6,325万4,140円で、前年度比0.1%、284万4,228円の減となった。軽自動車税は全体の台数としては微減傾向にあるものの平成28年度以降の税率改正の影響もあり、調定額（現年）は7,317万8,500円で、前年度比2.2%、158万1,300円の増であった。また、市たばこ税は静岡デスティネーションキャンペーンの影響とも考えられるが、売上本数の増により調定額は1億9,521万2,323円で、前年度比8.0%、1,444万7,606円の増と大きく変化があり、他の税目は前年度と比べ微小な変化であった。

収納環境は、コンビニエンスストアでの収納業務が平成28年度から開始され、令和元年度の利用件数は2万7,092件で、前年度比7.2%、1,828件の増であった。

賀茂地方税債権整理回収協議会を活用した滞納整理については、換価配当額は2,890万4,253円で前年度比1,604万3,753円の減となった。滞納繰越額が着実に減少していることも影響しているものと考えられるが、今後も人口減少や新型コロナウイルス感染症が税収に及ぼす影響は大きいものと想定されるため、引き続き収納率向上に向けた努力が望まれる。

防災安全課。

アナログ防災行政無線（同報系）の保守点検及びバッテリー交換並びにアナログ防災行政無線（移動系）及びデジタル防災行政無線（移動系）の保守点検を実施し、災害に備えた。また、災害時の避難情報や通常の行政情報の円滑な情報発信に資するため、令和2年度末の完成を目指して、デジタル防災行政無線（同報系）の整備工事を開始した。

防災対策として、大規模災害等の発生に備え、土砂災害・洪水ハザードマップ作成業務委託746万9,000円、津波避難計画作成業務委託693万円でハザードマップを作成した。

大規模災害時における多くの避難者の健康管理に資するよう、白浜小学校に500人槽の非常用トイレを915万8,400円で整備した。災害対応資機材を保管するための防災倉庫を防災

用備品として、新たに下田市民スポーツセンターへ193万6,000円で設置した。台風第15号においては、市内6か所の避難所を開設し、20世帯、27人を受け入れた。台風第19号においては、市内7か所の避難所を開設し、315世帯、644人を受け入れた。この対応実績は、今後の災害対策についての教訓となった。

平成28年度に策定した第11次消防施設整備5か年計画に基づき、消防施設の充実を図るとともに消防環境の整備及び地域防災活動の拠点づくりにも取り組み、消防力の強化に努めた。第7分団（白浜）の小型動力ポンプ付積載車を1,083万5,000円で更新した。市内消防団備品として、消防用ホース、防火衣、ライフジャケット、I P無線機を計504万2,388円で購入した。

防災対策として、11月16日に下田メディカルセンターでトリアージ訓練が実施されるなど、各種防災訓練が開催された。

福祉事務所。

令和元年12月1日、民生委員児童委員及び主任児童委員の一斉改選が行われ、新たに15人が委嘱され、50名体制で活動が実施された。相談支援は1,632件と増加傾向にあり、相談内容は、日常的支援、生活環境、子供の教育・学校生活、在宅福祉が目立っている。審査の中でも子供の貧困、ネグレクト等、現状制度下での限界を指摘する意見が出された。また、民生委員の助言等による災害時の要支援者名簿の充実とその実践的な避難方法の具体化が急がれている。

広範な地域福祉ニーズに応える地域福祉活動計画推進事業は、下田市社会福祉協議会への補助事業であり、346万6,412円（市補助金額250万円）が充てられ、ふれあいサロン、災害ボランティア本部機能強化等の事業が実施された。

重度障害者（児）医療費の助成は、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の重度障害者（児）、精神障害者保健福祉手帳1級の者（児）へ4,486万3,659円の医療費助成を行なった。市費負担額は2分の1である。

地域生活支援事業は、障害者が日常生活、社会生活を営むことができるよう総合的に支援する事業であり、相談、利用支援、支援者派遣、給付事業等が中心となっている。事業費は、1,764万692円であった。

子育て支援に関する事業は、育児用品購入費助成300万円、中学校就学準備給付金375万円、子育て支援アプリ保守料及び改修費370万円で実施した。なお、子育て支援アプリの利用者が減少していることに対し、利用促進の検討を行うべきとの指摘があった。

障害福祉サービスは、障害のある方、難病を患っている方が、自分に必要なサービスを自ら選択、利用可能な制度であり、サービス提供事業者と契約を結ぶことで利用できる。入所介護、居宅介護、共同生活支援、相談活動等のメニューは幅広く、令和元年度は3億6,503万7,603円と事業費は増大している。支給決定者は382人であった。市費負担額は4分の1である。

老人福祉では、高齢化率の上昇が長く続くものと推定され、健康の維持、生活の安定が大きな課題として見込まれ、買い物や食事の困難解消策など差し迫った具体策が必要となる。増加するひとり暮らし老人等対策である給食サービスは、262人が3,608食を利用したが、前年度より利用者、配食数共に大きく減少している。理由として配食サービス受託業者の辞退がある。高齢者増の中、早急な対応が求められる。令和2年度からの在宅ひとり暮らし老人等の緊急事態に対応する新たな緊急通報システムの運用開始を目指し、1市4町共同でシステム更新を行った。市内設置数は98台で、282万394円の事業費となった。

母子福祉では、貧困化がもたらす教育格差、児童虐待など根深い問題が見受けられ、社会現象として大きな問題となっている。児童福祉とも関連して、相談、解消対応の一層の充実が求められる。母子家庭等への医療費助成は、1,086件、310万2,638円と前年度比で件数、金額ともに減少した。

生活保護の保護率は、静岡県下23市中、第2位であり、依然として保護率は高い。支給対象は312世帯、368人であった。対象者の高齢化が目立つことは1つの特徴である。扶助費総額は7億1,069万8,417円となった。市費負担額は4分の1である。

市民保健課。

18回の市民相談を開催し、行政関係、家庭内の諸問題、近隣トラブル、金銭・不動産のトラブルなど、22件の相談があった。令和元年度は新型コロナウイルスに関係する生活相談会を開催し、7件の相談があった。顧問弁護士による市民相談を第2水曜日に延べ12回開催し、46件の相談があった。

順天堂大学医学部附属静岡病院へのバス運行については、利用者から利便性の向上に関する要望が多くあった。自家用車利用の方を含め、時間帯などのアンケートを実施する予定となっている。令和元年度の利用者は1,587人、年々利用者は減少している。利用者のための真の改善が望まれる。

ドクターヘリの活用は、患者の救命率の向上と後遺症の軽減が発揮できるよう下田市浄化センター施設用地に整備した臨時離着陸場を活用し運用している。ドクターヘリの活用は

令和元年度76件で海水浴水難者の移送には原田区の駐車場も車両を規制し活用された。

環境対策課。

大沢地区産業廃棄物監視委員会は、監視委員会を5回、監視業務を8回実施し、県による大気検査及び事業者による水質検査の状況について確認した。

ごみ収集量は全体で9,405トンとなり、リサイクル収集量も含め減少傾向にある。令和元年度には、売払い資源ごみとして機密書類が追加された。引き続き、市民へのリサイクル意識の向上とさらなるごみ分別回収について検討が望まれる。

焼却場管理事務では、令和元年度も修繕料9,253万2,677円と前年度に引き続き高額な支出となっており、将来に向けたごみ処理施設建設計画の早期策定が求められる。

産業振興課。

農村体験宿泊施設「あずさ山の家」は、指定管理者が選定されず令和元年度から休業している。清掃業務等の維持管理費として232万5,717円が支出されており、施設の使用目的の検討及び適切な運営方法が求められる。

オリーブのまちづくり事業は、試験農園を管理する地域おこし協力隊員と栽培普及技術支援業務委託を受ける日本オリーブ協会、苗木の栽培等でオリーブの文化を醸成する市民が一体となって事業を実施していくものである。耕作放棄地を活用した農作物の栽培等による特産品づくりが求められる。

森林関係では、林業の衰退等による森林荒廃が、有害鳥獣被害及び林道の維持・整備、水資源の保全に大きく影響している。令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるための森林環境整備促進基金を設置し、574万6,000円を積み立てた。令和元年度に実施したICT機器による捕獲システムの導入など、今後においても、同基金及びみどりの基金等を活用した森林の適正な整備と保全の推進が期待される。

水産振興事業として、下田市魚市場等整備計画支援事業補助金522万5,000円が支出されている。同事業は下田市みなとまちゾーングランドデザインに大きく影響するものであり、静岡県並びに統合政策課、建設課及び観光交流課と連携し事業を計画的に展開していくことが求められる。

観光交流課。

伊豆急下田駅の降車人員は令和元年度45万868人で、前年度比4.1%(1万9,124人)の減であった。宿泊客数は95万3,831人で前年度比5.0%(5万279人)の減、前々年度比1.1%

(1万558人)の減といずれも減少傾向にある。しかし令和元年4、5、6月は静岡Destinationキャンペーン(JR大型誘客キャンペーン)本番であり、この3か月の宿泊客数だけを見れば令和元年度21万4,580人、前年度19万8,825人であり7.9%の増、前々年度18万9,957人から12.9%の増であり、一定の成果が見られた。

外国人観光宿泊客数は9,377人で前年度比18.4%の増、前々年度比47.0%の大幅増であり、今後ますます期待できる実績となっている。さらなる外国人旅行者の誘客の推進と、外国語接客等のおもてなし対策を実施すべきである。

海水浴客数の推移では、令和元年度41万3,310人は、前年度比16.7%の減、前々年度比29.9%の減と落ち込みが顕著である。例えば白浜大浜海水浴場から無許可営業者をなくし、ビーチの健全化を進めサービスの向上に努めるなど、海水浴客の減少に歯止めをかける早急な施策が望まれる。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後は衛生的な観光都市が望まれる。しかし尾ヶ崎ウイングなど観光客が立ち寄る施設、トイレの老朽化やごみ放置などが目につき有効に活用できていない現状がある。委託管理業者への適正な管理業務指導も含め美化と衛生化、利便性の向上が求められる。田牛の龍宮窟では安全確保に努めるとともに、伊豆半島ジオパークとも連携し景勝地として引き続きPRしたい。

ロケーションサービス事業では84件(前年度93件)の撮影を支援した。ロケツーリズム協議会も有効活用し、ロケの誘致と聖地巡りを一層推進すべきである。

建設課。

道路維持事業は、市道桂線路側修繕工事外28件、3,972万7,240円で施工した。また建設工事発注時期の平準化を考慮し、平成31年3月から平成31年4月の間の工事発注空白期間の解消を図るため、市道阿波船線路側修繕工事外7件の道路維持工事を993万3,840円で施工した。排水路維持事業は、河内地区上湯原排水路修繕工事外2件、289万2,140円で施工した。橋梁維持費としてゆのもと橋大規模修繕工事を令和元年度に6,500万円で執行し、同橋耐震補強工事として2,479万9,200円で執行した。当該橋梁の改修完了予定は令和3年3月となっている。また河川維持事業として、台風などの集中豪雨対応として、普通河川稻生路山川護岸修繕工事外6件、641万9,580円で施工した。また地域の修繕要望に対応し、普通河川大浜川外13件、359万4,381円で実施した。

都市計画マスタープラン推進事業は、伊豆急下田駅周辺地区まちづくり調査業務を261万8,000円で委託した。また旧下田町地区の歴史まちづくりのため、公園2件・修景舗装2

件を4,047万8,220円で整備した。今後も計画に基づき適切に整備を進められたい。また伊豆急下田駅周辺地区の整備については、現在伊豆急下田駅周辺地区整備検討会で検討しているが、伊豆急下田駅周辺地区基本構想の策定は令和4年頃を予定している。

市営住宅管理事業として、うつぎ原住宅解体工事621万1,080円、丸山住宅解体工事2,077万8,120円を実施した。下田市営住宅条例に基づく管理戸数は101戸だが、住宅が古く耐震性も危惧されるため、今後も適正な維持・管理が望まれる。

学校教育課。

平成30年度に設計業務委託を行った市内小学校空調設備設置工事は、1億2,124万4,000円で市内7小学校全て実施した。

トイレ改修工事については、白浜小学校屋内運動場トイレ改修工事を140万4,000円で、小学校トイレ改修工事（稲梓、稲生沢、大賀茂、浜崎）を442万1,520円で、中学校トイレ改修工事（稲梓、下田東）を361万4,000円で実施した。老朽化した和式トイレについては、順次洋式トイレへと改修するよう望まれる。

浜崎小学校東館改築事業は、解体工事、増築棟の建設工事及び工事に伴う設計監理等業務を総額1億3,546万2,100円で実施した。増築棟は、木造平屋建て219平米で、多目的室、パソコン教室、放課後児童クラブ教室等に利用される。

平成30年度に続き327万円でプログラミング教室を稲生沢中学校、下田中学校PC室で開催し、受講者数42名、実施回数25回であった。また、小学校でのプログラミング教育が令和2年度から必修化されることに伴い、教材として各校に1台ずつ計7台のヒト型ロボットPepperを183万1,200円で先行導入した。

令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等の3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の保育料が無償化された。また、これまで保育料に含まれていた3歳から5歳の食材料費は、下田市の独自軽減措置として、1号認定は月額3,800円を2,800円に、2号認定は月額4,500円を3,500円とし、3人以上の多子世帯については、所得や第1子の年齢に関わらず第2子半額、第3子は無償とした。

中学校再編整備事業では、（仮称）下田市立統合中学校設計業務委託（債務）7,801万3,800円、下田中学校敷地内国有地測量業務委託149万6,000円、下田中学校仮設校舎整備工事实設計業務委託935万円、下田中学校仮設校舎整備工事監理業務委託447万7,000円、下田市中学校仮設校舎整備工事（新規）2,946万7,900円で実施した。下田中学校グラウンド改良工事2,000万円については、年度内執行が困難なため、翌年度に全額を繰り越した。

浜崎小屋内運動場改修工事5,000万円についても年度内執行が困難なため、翌年度に全額を繰り越した。

生涯学習課。

N P O法人下田市体育協会（13協会）に対する補助金は、15万5,000円で1協会当たり約1万2,000円と少額な補助額となっている。下田市民の健康の増進と親睦を図るための協会運営に支障を来しているため、補助金の増額を検討されたい。

下田市民文化会館は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成30年度から3か年の期間で、（公財）下田市振興公社を指定管理者としている。建築から30年以上が経過し、令和元年度は大ホール舞台操作盤取替工事727万9,200円、下田市民文化会館1階トイレ改修実施設計業務委託138万2,400円、下田市民文化会館1階トイレ改修工事1,413万9,400円をかけて実施した。

市立図書館は、258日開館、1,615冊の図書を購入、4万4,105冊の貸出しを行った。毎月、館内に特集コーナーや市民及び団体の芸術作品等の発表の場のコーナーを設けた。

社会体育活動推進事業は、下田市スポーツ祭業務委託34万3,200円、市町対抗駅伝大会下田市選手団派遣業務委託115万6,100円、市町対抗駅伝大会応援バス運行业務委託15万8,500円で実施した。

2. 特別会計等決算について。

（1）稲梓財産区特別会計決算について。

歳入総額は400万7,862円で、主な収入源は土地貸付けと繰越金である。歳出総額は290万8,036円で、主なものは基金積立金143万187円と堆積土砂流出防止工事128万7,000円である。年度末における基金の残高は2,002万2,098円である。

（2）公共用地取得特別会計決算について。

歳入総額は3,521万1,296円であり、内訳は財産貸付収入、土地開発基金利子のほか、ペリーロード駐車場に係る一般会計繰入金3,200万円であった。歳出総額は3,521万1,296円で土地開発基金繰出金へ全額支出した。年度末における土地開発基金の残高は、現金3億497万675円と公共用地取得特別会計貸付金1億6,200万円と合わせて4億6,697万675円となっている。

（3）国民健康保険事業特別会計決算について。

国民健康保険税の現年課税分の収納状況は改善の傾向にあり、調定額に対する収納率は93.0%、4億5,762万1,547円であった。滞納繰越分についての収納率は24.0%、4,566万761

円で、さらなる滞納対策が望まれる。療養給付費は前年度比0.3%の減であるが、1人当たりの医療費は前年度比5.2%の増である。これは消費税率の増、がん治療などの高額医療費の増加による影響が大きく、特定健診の受診率が低いことも原因として考えられる。特定健診の受診率を上げて、医療費の抑制に努められたい。医療費通知を年6回、ジェネリック医薬品の差額通知を年2回送付し、医療費の適正化に努めている。

国民健康保険事業基金は、令和元年度に1億3,000万円の取崩しを行なったため、令和元年度末現在高は4億9,485万4,051円となった。

(4) 介護保険特別会計決算について。

第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の2年目として、介護保険制度の円滑な運営を目指した。保険料収納状況は、調定額5億6,031万8,700円、収入済額5億4,054万9,700円で収納率は96.2%であった。

要介護（要支援）認定者数は、第1号被保険者が1,490人、第2号被保険者が23人で合計1,513人であった。

(5) 後期高齢者医療特別会計決算について。

令和元年度の資格取得者は370人、資格喪失者は332人であった。

調定額2億6,746万2,900円に対して、収入済み額2億6,542万5,600円で収納率は98.9%、滞納繰越分を含めると97.6%だった。

(6) 集落排水事業特別会計決算について。

田牛地区における使用者戸数は91戸、使用料は252万8,042円、使用料収納率は100%である。平成26年度に策定した機能保全計画に基づき、排水処理施設機能保全整備工事を実施し、施設の機能保全と経費軽減に努めた。

(7) 水道事業会計決算について。

事業収益は6億2,989万7,548円で前年度比1,755万9,258円、2.7%の減、事業費用は5億6,523万1,338円で前年度比1,631万9,684円、2.8%の減となった。この結果、経常利益及び当年度純利益が6,466万6,210円となった。有収率は86.9%となり、前年度比4.6ポイントの増と改善が見られた。人口減少による収益の減は進むものの、経営状況は現状では健全である。

資本的支出の主なものの中で改良工事費においては、新武山送水管改良工事を6,249万7,600円、吉佐美地区配水管改良工事を3,755万2,900円外11件及び委託費等を含め計2億3668万5,476円を実施した。また、第6次拡張事業費として北湯ヶ野地区拡張に当たり、配

水管拡張工事、増圧ポンプ場建設工事、用地購入と不動産鑑定を計3,901万3,700円で実施したほか、須原地区2か所、上大沢地区1か所を含め、合計7,699万1,200円で実施した。

(8) 下水道事業会計決算について。

下田市下水道事業は、令和元年度から地方公営企業法の一部を適用し、企業会計方式による経理処理へ移行した。移行初年度の事業収益は9億832万9,738円、事業費用は7億4,286万9,595円で、この結果、経常利益が1億6,600万2,029円、当年度純利益が1億6,546万143円となった。

移行初年度は、収益的収入で5億1,613万7,000円、資本的収入で4,386万3,000円の合計5億6,000万円を一般会計から繰り入れた。

令和元年度中の新規接続戸数は20戸であり、計画区域内人口に対する普及率は80.3%、接続率は71.2%となった。一方、汚水処理の有収率は前年度比9.4ポイント減の69.0%で、大型台風などによる雨水の流入などが原因として考えられるが、施設の修繕と接続率の向上に努められたい。接続戸数を増やすためには事業所等の接続を推進し、海岸の水質保持に努めるべきである。

管渠整備事業では6,509万7,740円の工事費をもって管渠整備とマンホール蓋の取替えを実施し、計画面積319.30ヘクタールに対する整備率は、前年度比0.4ポイント増の89.9%となり、供用開始面積は287.05ヘクタールとなった。

処理場改良事業では、工事費1億4,769万9,200円をもって総合地震対策計画に基づく武ガ浜ポンプ場の耐震補強工事、ストックマネジメント計画に基づく処理場・ポンプ場の設備更新工事等を実施した。

3. まとめ。

新庁舎建設については、進入路、開発行為の許可、浸水区域、入札不調を受けての工事費用の増大等、多くの問題を抱えている。また新型コロナウイルス対策の新たな問題に対応するためには、市の財政力を再度考慮しなければならなくなった。緊急防災・減災事業債の期限も踏まえ早急な対応をすべきである。

請負契約等における随意契約の一部で、適正に処理がされていないものがあつた。今後は、随意契約ガイドライン等に則した適正な運用に努められたい。

産業振興における新たな作物の栽培については、気候や土壌などといった自然条件と栽培者の育成が必要とされている。オリーブのまちづくり事業は、令和3年度までを導入期としているが、試験農園の苗の成育、新規耕作地の拡大などの成果が見込まれていない。耕作

放棄地の改善が進まない現状において、本事業については、栽培品目の見直しなど抜本的な改善が求められる。

前年度決算審査特別委員会で指摘している「みなとまちゾーン」の活性化、「美しい里山づくり、世界一の海づくり、30カラズ、美味しいまちづくり」の4つのプロジェクト、板戸プールが長年放置状態になっていることについては成果が見られないため、各事業に対してさらなる取組と実績を求める。

以上、適正な執行を要望するものである。

以上で全て報告を終了いたします。

議長（小泉孝敬君） 御苦労さまです。

特別委員長、ここで休憩したいと思うんです、よろしいですか。

11時20分まで休憩といたします。

午前11時 8分休憩

午前11時20分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

先ほどの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） 大変長い時間、御苦労さまでした。

最後のまとめで、請負契約、随契で不適切な随契処理があったということですが、どの、何の委託か、工事請負費か。それと、どのような不適切処理だったのか、お教えてください。

議長（小泉孝敬君） 暫時休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時26分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番 江田議員。

1番（江田邦明君） 決算審査特別委員会の委員であります私、江田のほうから説明をさせていただきます。

主要な施策の成果にございます248ページ、産業振興課所管の事業でございます4050番事

業、商工業振興事業における地域おこし協力隊支援業務委託の中で、随契理由の記載でございますが、2号理由とされております。こちらガイドライン等によりますと、1号理由と2号理由が競合した場合は1号理由でという記載がございましたので、その記載事由についての指摘でございます。

もう一点目が、同じく主要な施策の成果351ページ、生涯学習課所管の6550番、公民館管理運営事業におけます中央公民館フェンス設置工事についてでございます。こちらは当該工事をその1、その2と区分しており、随意契約となっております。随契理由につきましては1号理由ということで、ガイドラインにおけます1号理由、少額契約となっております。工事または製造の請負契約が130万円と記載がございます。こちらについては隣接地の要望によります工期の分離という当局の説明がございましたが、こうした工事、または製造の請負金額に近い金額であることから、そういった随契理由の疑いがあるということで、決算特別委員会での指摘とさせていただきます。

終わります。

議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） 2点ほどの御指摘だったということですが、成果の248ページの地域おこし協力隊の48万4,920円ということですよ、1点は、委員長、分かってます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

7番（滝内久生君） 金額もそうなんですが、委託料50万円だけか、どっちかという何ていうの、競争不適ですよ、どっちかといえば、内容的には。商工会議所に委託してるわけですから、競争不適ですので、だから金額じゃなくて、そっちの事由を使ってもいいんじゃないかなと思います。

それとフェンスの関係ですけど、何ていうのかな、130万円にこだわってやっている話ですけども、このフェンス、急遽やんなきゃなんないよという話であれば緊急でやればいい話であって、その辺の適用の仕方だと思うんですが、それには見解の相違が多分あると思います。ここに最後のまとめに書くほどの内容かという、適用事由がおかしい程度で、そこまで書く内容かなという、もっと不適切な処理があったのかなと思って、そういうことを確認したかったんです。例えば随意契約、工事請負費、随意契約130万円ですよ。130万円以内の契約をして、精算額二百何十万円という、それは怒られるかも、それは不適切だと思いますけど、こういうこの内容であれば、別に私は特に不適切だと思いませんけれども、決算の皆さんが不適切だよということであれば不適切だと思いますが、こういう事由の適用につい

てはいろんな考え方ありますので、私はそんなに、今この内容伺った段階では、そんな不適切かなという、そういうふうに思いました。

終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） どうも皆さん、御苦労さまでした。

2ページの統合政策課の点についてお尋ねをしたいと思います。

1点目は、新庁舎の建設事業であります。予定価格と入札価格の大きな差があり不調となったと。この不調の原因はオリンピックの影響による工事費の高騰があると当局は説明しているけど、特別委員会の皆さんは、その理由だけでは納得できるものではなく、再入札がなかったことについては反省の弁があったと、こういう記載でございますが、納得できないということはどういうことなのかと。やはり審査をするということであれば、工事費の高騰以外の原因ではなからうかという、こういう疑問を持ったとすれば、ぜひこれはどういう原因であったのかを解明をしていただきたかったかと思うわけです。ここの文章以外にどういう議論がなされたのか、そういう点でお尋ねをしたいと思います。

さらにこの再入札を行わなかったことについては反省の弁があったということですが、反省の弁とは具体的にどういうことであったのかと、何をどう反省されたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、次の の地域振興事業のみなとまち活性ゾーンですが、これも大きな事業であると思うんですが、駐車場だけの利用である現状からは、これではまずいんじゃないかと、こういう御意見があったという具合に理解をしたわけですが、現況のニーズに合ったものに改修すべきであると、こういう御意見をつけているわけですが、現況のニーズということはどういうことを審議の皆さんとして議論がされて、ここにこういう要望を出されたのかをお尋ねしたいと思います。

それから6ページの産業振興課の、あずさ山の家管理でございますが、施設の使用目的の検討及び適切な運営方法が求められるという結論を付しているわけでありまして、御案内のように、農村体験施設は設置条例をもって管理運営についての規定があるわけでありまして、やはりそれに照らしてどうであるかという評価をすべきだと思うわけですが、それ以外に施設のこの使用目的、検討及び適切な運営方法が求められると。具体的にどういうことを御指摘して、こういう表現になったのか、お尋ねをしたいと思います。

それから2点目のオリーブのまちづくりですが、耕作放棄地を活用した農作物の栽培等による特産品づくりが求められると、この点は結構でございますが、オリーブそのものがこの地域にも適応しないと、こういう状況で、むしろきっちりとこれは見直すべきではなかったのか、見直せという評価をすべきではなかったのかと私は思うわけです。何かずると、この当局任せにしていくということではなくて、もうこの結論を出していい、失敗だったという結論を出してもいいような状況ではないかと思うわけですが、どういう訳でこういうような表現にされたのかと。さらにオリーブ事業を続けて、一定の今後の目安というのを追及していこうと、こういう審査委員の皆さんの姿勢であるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

取りあえず、次々やっていくと長くなりますので、3点ぐらいに絞って、また次で御質問をしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔決算審査特別委員長 進士濱美君登壇〕

決算審査特別委員長（進士濱美君） まず、統合政策課所管におきます新庁舎の問題について、2ページでございます。理由につきましては、ここに述べられておりまして、これが最大の理由でございますけれども、ただいまの質問によりますと、さらに突っ込んだ内容であろうと、その納得できるものではない。それから、説明がこれまで統合政策課、課長を中心にされてまいりました。なぜに不調になってあるとか、今後、7月に再入札をするとか、経緯がございますけれども、現状では止まった形になっておりますが、その時点での説明がまた委員会でも行われたという、少々残念ではございますが、進んだ回答が出てまいりませんで、やはり県のほうへの申請、開発申請が取り下げられた事由については、なぜ取り下げられたかという部分が核心であろうとは思いますが、それについて、あくまで議会の中での回答と同じく、統合政策課のほうでは手続上、手間を取り過ぎて、時間を取り過ぎるという部分で、一旦取下げさせていただいたというのが最終的な回答になっておりましたのが、委員会でもやはりその点を超えることはございませんでした。

再入札を行わなかった反省の弁につきましては、やはり大きな金額の差異がございまして、その辺の入札の金額の見直し等が急遽行われにくかったということがございます。そして新年度予算につきまして乗っけてきた金額が3億5,000万円という部分が乗っけてきたんでございますけど、3月末時点では会計決算の時点ではそういう見通しがついていなかったという反省の弁でございました。

それから、地域振興事業の中の現況の道の駅については、現況のニーズに合ったものという、この現況のニーズとは何かということでございましたが、委員会の中では、皆さん、委員が、なるほど、現状よりもう少し何とかしましようというレベルの範囲で合意いたしましたんですが、そうですね、これ……。

議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） すみません、委員長、ちょうどそのとき体調が悪くて欠席してたものですから、ちょっと代わりに私のほうから、その辺の経過を詳しく御説明させていただきます。

まず、新庁舎の件ですけれども、要するに従来どおり、オリンピック影響による工事費の高騰ということで、不調の理由を言ってるわけですけれども、それだけではないだろうと、本会議でも指摘があるように、設計そのものが特殊であり、なかなか要するにそのものとの見積りが合わなかったということがあるんじゃないかというような追及です、追及というか指摘ですね。それとか、やはり1回の入札ですと、その入った方の要するに、いわゆるそういう労働力も含め、材料集める力がないと見られることもあるかと思うんですね。そうなってくると、どうしたって高くなるわけで、それがもう少し広範囲で指名、指名というか、入札し直せば、それなりの能力のある業者が入ってくる可能性があるわけですね。それをやってこなかったのは、あまりにも要するに不適切じゃないかと。そのことについて、なぜやらなかったかというのは本会議でも言われたように大きな開きがあって、もう、ちょっとそれではいかないだろうという、そういう面からすれば、要するに設計者の責任とは何ぞやということもちょっと話は出ました。やはり設計者としては、その与えられた金額の中でやりくりするのが当たり前であって、それはそれでできると思ったから入札したわけですけれども、それも逆に言うと、設計者のその内容を認めたのも当局ですから、ある面では当局のほうにも責任があるだろうなというような、そういう責任論の議論ですね。

あと、道路問題等、開発の取下げについては、本会議でも言っているんですが、その時点で、もうその先になると、申請の書類の期限が切れてたとか、入札不調によって、ちょっと内容が変わってくることによって開発行為の申請と錯誤といふかな、あれが出てきますんで、そういう意味で取り下げたと、そういうようなお話がありました。ですから、ここでそこまで書き切れなくて、一応反省してるという弁がありましたんで、そのことで済ませております。

あと、みなとまちについても委員長おられなかったんで、ちょっとあれなんですけれども、

これはその前の年に委託費だったかな、予算がありまして、それを全く使わないで流したという経過があるんですね。そのときにも決算委員会等ではそれなりの指摘をしたかと思いません。じゃあ今年について、それが何なのかといったときに、具体的な案がほとんど出てきてなかったと。前進が見られない中で、もう明らかに海遊公園のほうは駐車場だけで使われていて、それが弊害が起きたのは、夏になるとごみの山になるようなことがあって、もう少し別な活用をというのが、もう県のほうからもこっちに依頼があったかと思うんですね。そういう中で、市のほうと県の皆さんとどういうふうに活用していくんだというような、もう方向的には活用になるわけですよ。

もう一つは、道の駅については、道の駅という言葉は使っていますけれども、このスタートしたときは文化施設とある面では集客施設と合わさった造り方をしているわけですね。ですから、そういう面では一番上のほうに展示するようなコーナーもあったと。ただ、今の現況がそういうところの要するに見る方が少なくなったり、そこの海の交流館という、そういうテーマの中での文化施設的な役割が少ない中で、どちらかという、そういう集客的な施設に成り代わっているわけです、明らかに。そういう意味からすれば、もうニーズとしてそうなっているんだから、そのものはそこに進めたほうがいいんじゃないかというのは明らかだと思うんですね。ただ、ここの中での要するに成果の中で言われているのは、グランドデザインがどうのこうのとか、漁協さんとか、もちろん周辺との要するに競合しないようにするのは分かるんだけど、明らかにその2つは、もう少し進められると思うんですね、具体的な話を。その辺のところについて、全く成果が見られないというような意味合いの中で、こういう言葉になったというふうに御理解願いたいというふうに思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔決算審査特別委員長 進士濱美君登壇〕

決算審査特別委員長（進士濱美君） 続けて私のほうから。

6 ページ目の産業振興課に関わる質問が2点ございまして、あずさ山の家 の件、この活用につきまして、ほかに適切な運営方法とは何かという内容的な、もっと具体的な説明をということでございましたけれども、現状、やはり例えば田牛海の家というのが海側の施設としてあるわけですね、体験学習の施設。1つ、山側があるのがあずさ山の家であったという対比した格好で使われてきたわけなんです、田牛のほうは非常に古くなりましたが、海の家として合宿等、曲がりなりにも使われております。これに類して山側のあずさ山の家が現在閉めてしまって、ほぼ使われていないと、ここ半年ばかり。しかしながら、232万円の維持

管理費がかかるわけです。これをどうにかしようというのは当然の意見でございます。委員会の中でもやはりそういう意味合いの下、意見が出たわけでございますが、例えば大災害の場合の下田市の避難所の少なさ、これがもう1割程度しか確保されていない中で、中学校の廃校の問題、あずさ山の家もそれも大きな避難所跡地としての候補地もあるだろうという意見もでございます。しかしながら、そこまでは記述はしておりませんが、産業振興課のほうでは何らかの手だてをつくっていききたいという回答でございました。

それから、オリーブのまちづくり事業について、この辺ではっきりとノーという沢登議員からの意見でございましたけれども、既にここに書いてある時点の内容につきましては、耕作放棄地を活用した農作物の栽培等による、いわゆる他の農作物を作ってはいかがかという部分について書かれております。結局、オリーブはやめてくださいという意味合いでございます。栽培等による特産品づくりが求められると、他の作物ですね。既にこの辺がもう、ほぼ議会としては結論づけた形になっておりますけれども、結論として、これは市長を筆頭に行政側の判断が最終判断になるんだろうと思います。それは近々、また求めていければと思います。いかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ありがとうございます。

続きまして、8ページに学校教育課でございますが、浜崎小学校の東館の改築工事について記されているわけでありまして、設計監理業務1億3,546万円余だと。そして増築の木造平屋建て219平米の多目的室等を建設をしたと、こういう記載がございますが、この工事について、金額的にどのような検討がされたのかというような疑問がちょっと思ったものですから、どういう議論がされたか、お尋ねをしたいと思います。

それから、先ほどの、審議委員の皆さんのこの努力を評価するものでありますが、各課ごとに問題を整理していくということとともに、総まとめという形でまとめをされていると思うわけです。そしてそういう意味では、決算審査は当初予算の福井市政が施政方針で出された大きな柱に照らしてどうであったかと、こういうことも検討の余地があるんじゃないかと思うわけです。そういう意味では、3つの下田再興の柱だと、こういう具合に福井市長は言っていたわけです。1つは人口減対策だと、2点目は観光振興を主体とする経済の活性化だと、そして防災対策だと、こういう柱を立てられたと思うわけです。そしてこれらを実施するために、組織的には平成29年に統合政策課をつくるんだと、そして課の横断した行政を進めていくんだと、市役所内だけではなくて、民間の活力や、市民の人たちの協力もこういう

統合政策課の方針の下に進めていくんだと、こういう方針を出されたと思うわけでありませう。

そういう点から見ますと、やはり防災の中心は避難路や等々もございませうが、庁舎建設だと私は思うわけだ。防災拠点の庁舎建設が、ここに書いてあるような形で、むしろこの計画からいきますと、河内の予定の場所に建設することがむしろ疑問ではないかと、こういうことも考えざるを得ないような事態になっているのではないかと。26億円だったのが36億9,000万円と、2年足らずの間に増えていると。1年間ぐらいで32億円だったものが36億9,000万円、4億5,000万円も。工事費だけ見ても3億5,000万円増額をしてると。しかもこれらが入札したけど不調だと、再入札をしないと、こういうことから考えますと、600平米の人工地盤を造るんだとか、国道から3.5メートルも低いところにあつて、140本ものくいを打たなきゃなんないとか、こういう現状の中で40億円近くの金がむしろ必要になってくるということが明らかになつてゐる。しかも、稲生沢川の氾濫地域だと、こういうことからいけば、やはり議決が決定してきたこと、それから当局が言つてきたことに、この場合、立ち止まつて、きつちりと再チェックをしていくと。ここが最適地なのかという疑問さえ出てくる内容であろうと思うわけだ。そういう点からいけば、防災の問題の一番最重要の問題が、これは認定すべきような内容のものではないと、不認定にすべき内容が第1点だと、私は思うわけだ。

そして、人口減対策よりも観光振興という形の中では、やはり先ほど進士為雄議員も指摘されていた地域振興のみなとまち活性化ゾーンと。この事業が昨年に続いて、実態的に手もつけられていないのではないかと。こういう指摘からいけば、この経済の活性化もこれは落第点だと、こういう具合に私は思うわけだ。

あと、人口減対策については一定の評価をされるのかもしれませんが、これさえ大變、令和元年度が前進したという具合には決して言えないんじゃないかと思うわけだ。

そして、さらにオリーブのまちづくり等々も考えますと、6月の私の質問に福井市長は、なかなか自己評価は難しいけれども、95点をつけたいと、100点満点で。こういう具合に答弁をいただきましたけれども、皆さんも同じような95点をつけるおつもりかと。とても95点なんかつけられるものではなかつたらうと、この審査の報告書からいけば、やむを得ないものと認めるというようなどころか、むしろ不認定とすべき内容と私は判断しますけれども、ここに書いてある内容と、認定をしたという、このそごというのは、どこでどういう具合に皆さんの頭の中では一致するのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔決算審査特別委員長 進士濱美君登壇〕

決算審査特別委員長（進士濱美君）　そうですね、前年度の決算を審査するという委員会でございます。当然ながら総じて金額が移動が云々という足し算、引き算の話ではなくて、今、沢登議員指摘されましたように、政策そのものを反映した数字になっているかということが委員会としての使命であるということは承知しております。その中で具体的に一点一点、検討してまいった次第でありますけれども、それが必ずしも今、沢登議員おっしゃった95点というのは委員会としてはつけていないと、もちろん点数はつけておりませんが、そういうものの積上げでありながら、しかしながら総じて今回の決算については、もう少し実態を伴った具体策を進めてほしいという願いを込めた報告となったつもりでございます。

そして1点、私、具体的にお答えいたしますが、8ページの浜崎小学校東館改修事業について、これが金額的にどうかというお話でしたが、当時、私ども委員の中で視察をしております。私も視察しております、全部木造建築でございました、木造平屋219平米、これ坪に直すと65坪ほどになります。これが総額で1億3,546万円何がしを使用しているわけなんです、解体費用、設計料等がございます。ございまして、新たな65坪何がしの木造平屋建て建築が1億2,400万円です。坪単価にしますと175万円。現在進めておられている鉄筋・鉄骨の庁舎より匹敵する金額であるというふうに考えますと、委員の中にはちょっと気がつかなかったかなという部分もあるんですけれども、木造といいましても、一般の住宅であれば、ヒノキを使っても今、坪60万円ぐらいで建ってるわけですね。それが175万円だというのは、あれ3軒分、3倍ぐらいになるんですけれども、ただ、見た目というよりも、壁の中であつたり、敷居に引いた木の質、加工された木造等が使われている部分もございましたので、それ以上の追及等は時間的にございませんでしたけれども、結果的にこういう金額で通っているということでございます。

13番（沢登英信君）　終わります。

議長（小泉孝敬君）　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君）　よろしいですね。

これをもって、決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時 0分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ、午前に続き会議を再開いたします。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、認第1号 令和元年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。沢登議員、マスクをお願いします。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 認第1号 令和元年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、これは不認定にすべきものとしての意見を述べさせていただきたいと思えます。

決算委員の皆さんが、既に御指摘をいただいておりますように、やはりこの決算の認定は、福井市政の市長の施政方針に基づく基本政策に照らして、この決算の結果がどうであったのかと、このことをやはり柱として論立てをしなければならないと思うわけであります。

福井市長は、下田再興に向けた基本方針として、人口減対策、観光振興を主体とする経済の活性化、防災対策の3本の柱を立てて市政を進めると、こう申し述べてまいったと思えます。これらの基本政策を裏づけますものは、それぞれどうであったのかと、こういう検討が必要であろうと思うわけであります。そして、そのうちでも決算審査特別委員会の皆さんが御指摘の庁舎の建設につきましては、御案内のように防災拠点としての庁舎を早急に建てていこうと、こういうことであったと思えますが、この2年間の間に約26億円の予算が40億円にも達するような、この1年間の間にも工事費で3億5,000万円の増、そして総事業費では4億5,000万円も増加する予算を議会は黙って通してまいったと思うわけであります。その予算が執行できているのか、入札さえできていない事態に立ち至っているわけであります。どうしてこんなことが起きてしまったのか、深く反省が求められる課題の1つであろうと思えます。まさに無責任体制が今日のこの状態をつくり出している、こう言わざるを得ないと思うわけであります。設計業者の責任はどこに行ったのか。そういう設計業者を頼んで入札をした当局の責任はどこに行ってしまったのか、こういうことではないでしょうか。

そして、そもそもこの河内の土地につきましては、ハザードマップを重ねても災害の起きない土地だと、こういうことでありましたが、現実的には何回も水没するようなことが起きている土地でありますことは、地元の人たちが指摘をしまいったところではないかと思うわけであります。それが具体的には今年の3月15日、県の告示によります稲生沢川の氾濫地

域であると、3メートルから10メートルもの水没する地域だと。この建設地は少なくとも2.2メートルの浸水地域であると。庁舎の建設費だけが2.2メートルの対策を立てればいいものではないことは明らかであろうと思います。稲生沢川水系のそれぞれの住まい、住んでいる方々との連携や連絡がどう取れるのか、防災上どうなのか、こういうことが検討してまいらなければならないような今日の事態に立ち至っていると思います。まず、防災対策の面から、まさに認定すべき状態にないと、不認定とすべき内容のものであることは明らかではないかと思うわけであります。

そして、観光振興を主体としました経済の活性化についてはどうなのか。決算審査特別委員会の皆さんの御指摘は、産業振興における新たな作物の栽培については、気候や風土などといった自然、新規耕作の拡大など、成果は見込まれていないとオリブについても指摘をしているところであります。そして何よりも昨年に続いて、みなとまちゾーンのこの活性化、美しい里山づくり、世界一の海づくり、これらのものが評価できないという実態になっていようかと思うわけであります。さらに、板戸のプールについては、放置がされてまいっていると。山の家についても同様でございます。まさに観光振興の点が、市長が言うように95点の及第点を取っているのかといたしますと、とてもそのような評価はできないということ自身を決算審査特別委員会委員の皆さん自身が言われているのではないかと思うわけであります。

そうしますと、あと残っておりますのは人口減対策がどうであったのかと、こういうことになってまいろうかと思うわけであります。大変困難な課題で、人口減対策についてはなかなか評価も難しいところであろうと思います。出生率を高めるための施策や、あるいは交流人口を増やしていこうと、移住、交流、居住事業の取組がどうであったのか、安心・安全の子育ての支援事業がどうであったのか、健康増進事業がどうであったのか、こういうことが課題になってまいろうかと思えます。しかし、例年の一定の成果はこの点であったとしても、特別に掲げられた定住交流、人口を増やす移住と、この面で及第点を取っているのかと、こういう評価になりますと、なかなか意見が分かれるところではないかと思うわけであります。こういう点から見ましても、やはり事業計画を立てるだけではなく、それを責任を持って市の課長さんをはじめとする担当者がきっちりと事業を推進をしていく、市民の立場に立って事業を推進していく、こういうことも統合政策課を新たにつくるということで、大きな課題の1つにしたと思うわけであります。

そういう点をさらに付け加えてみましても、この令和元年度の一般会計歳入歳出決算は不認定とすべき、当局にきっちりと反省を求めるべき内容であると考えられるものであります。

以上の理由により、認定に反対をし、不認定とすべきことを主張するものであります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

11番 進士為雄君。

〔 11番 進士為雄君登壇 〕

11番（進士為雄君） 令和元年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で意見を述べさせていただきます。

決算委員会の主な趣旨は、予算を要するにどのように使われたかと。この1年間、議会で通した予算が、そのように使われているかどうかと、もう一つはやはり先ほど沢登議員が言われたような、どれだけの効果、評価ができるのかという点だろうと思います。

そういう面からして、まず予算を通してきたものの、予算が不適格な使い方はされていないということは言っておきたいという。いわゆるその方向、目的外使用みたいなものの使われ方はしていなかったと。予算については審議してきた予算の使われ方がしてきたと。これは議会、皆さんが通してきた予算です。それに伴って効果があるかないかということになりますと、なかなか一概に何点ということとは言えないと。95点と言われた前管理者のその言葉自体も私は不思議に思うわけですが、やはりこの1年で効果が現れる、現れないというものは当然出てくるわけです。ですから、その下準備の要するに事業もあるでしょうし、ある程度進んでいる事業もあるだろうと。そういう面からすれば、全ての事業が不適格に使われたというものはなかるうと。

例えば庁舎建設にしても問題点としては残っていますけど、ある程度前進したことは間違いないし、オリーブについては、やはり試験の農場的なところがあるうかと思うんですね。そういう面でオリーブを選んだのは、管理者もそうでしょうし、議会もオリーブを進めてきたわけです。それがこの3年間の中で、やはり荒廃した農地をそれでリカバリーできるかという、なかなかそうではないと。そういう意味では、この決算委員会の中では、最後のまとめの中で、もう断念というわけでもないでしょうけれども、ほかの作物も探すべきだろうと。この目的は、やはり荒廃した農地の活性化、いわゆる使われるべき農地として持つていくということだろうと思いますけれども、やはり耕作者も高齢化になって、そういう作物を植える方たちとの問題、様々な問題がここには出てくるんだろうというふうに思います。そういう面では、1つの試験的なものがあまりよくなかったということですが、これは議会のほうで予算通してきて、そのとおりに使われているわけで、若干効果が現れなかった

と、思った効果が現れなかったということは非常に残念だというふうに思います。

やはりこの委員会の中で指摘したみなとまちゾーンにしても、もっと前進は望んでいたんですが、さほどの前進はなかったと。ただ、各部会の中では、それなりの議論をされたようです。それが表に出てこなかったこともありますけれども、そういう面では、進められるものを進めなさいというような指摘をしているわけです。ですから、全てが効果がないというわけではないと。予算全体の大きな予算のやつを全て否定するわけじゃなくて、おおむねよかろうという、この言葉に尽きるんだらうと思います。

そういう面では、当初予算審議したものが、まずほかのところに使われなかったということは、まず一定の評価をしなければいけないし、あと要するにその効果を含めて何点というのは、これは人の考え方はいろいろ、評価がありますんで、それが零点だったというものはなかったというふうに私のほうは理解しております。

そういう面からすれば、この議案については認定すべきものということで終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、認第1号 令和元年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第2号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第3号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第4号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第5号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 令和元年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第6号 令和元年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第7号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第8号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 令和元年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第9号 令和元年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 令和元年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第10号 令和元年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から第10号までの令和元年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。
- 2) 議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。
- 3) 議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。
- 4) 議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。
- 5) 議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。
- 6) 議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。
- 7) 議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。
- 8) 議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)。

2. 審査の経過。

9月25日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、高野環境対策課長、樋口産業振興課長、長谷川観光交流課長、白井建設課長、土屋上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(小泉孝敬君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

質問のある方は。

13番 沢登英信君。

13番(沢登英信君) 補正予算書の49ページ、企業誘致推進事業についてお尋ねしたいと思います。4052事業。

御案内のように、旧樋村医院を改築をしてワーケーション施設を造るんだということであろうかと思いますが、当初予算、6月補正、そして今9月補正を含めまして1億6,975万6,000円、予算総額になるかと思いますが。総務省が進めております、このワーケーション施設を造ろうということですが、どのような計画で、これが今、進められようとしているのか。1点目、お尋ねをしたいと思います。

樋村医院の住まいでありました建物を3階建てを改修をして、部屋は3室ほどしかないと思うんですけど、1階には、ワーケーションの施設として使うということであろうと思いますが、一般的にはこの宿泊兼そこでインターネット等を通じて仕事ができるというような施設かと思いますが、ここの形態は今、どのような形で造ろうとしているのか。しかも働き方改革に基づいて進められるこの事業ですので、それぞれの近在の会社がワーケーション事業をやろうという、こういう事業所がどんだけあって、そして下田と、あるいはこの伊豆地区と、どのような事業者がつながりを持っているのかと、こういうことが課題になってこようかと思うわけです。どのような事業所がワーケーション事業をやろうとしているのか。しかも、そこに働く人たちが、それを利用しようとする人が何人いるのかと、こういうことにな

ってまいろうかと思うわけです。そして今、全国で70、ワーケーション推進協議会をつくっている自治体が70以上あるとかと、こういう報道がされていようかと思いますが、そういう中に下田市が加わっているのかと。そして、このことによって、先ほどの一般質問の中でも、1人宿泊していただきますと、大体7万円からの経済効果があると、こういうような御答弁も課長からいただいたかと思うんですけれども、やはりこの事業計画そのものが議会に提示されていないというような気がするわけですが、この審議の中でその点がどのような審議がされたのかという点をお尋ねしたいと思います。

しかも、この説明の理解の内容としまして、市が造って、公設で造って、1億6,000万円余りかけて市が造って、その運営は民間に委託をするんだと、こういう方式のようでございますが、そうしますと現実に、この下田等々でどういう委託業者がいるのかと、実績はどのようなのかと。むしろこういう事業計画をこの際、きちりつくって、この事業は進むべきではないかと、こんな思いをしておるものですから、どうなのかということをお尋ねしたいと思うわけです。

そして、この内容を見ますと、樋村医院の耐震改修工事、1億620万円だと、この半分は国からお金が来ると。あとは過疎債を使っていた部分が個別の事業の借金をして、したがって、この事業は失敗をしても国のお金を使って、建物が更新できるからいいじゃないのかと、それでいいのかというような理解さえせざるを得ないような今の段階ではないかと思うわけです。自分自身の理解が進んでいないという点もあるとは思いますが、この予算の中のワーケーションポータルサイト構築事業の委託であるとか、パンフレットはわかりますけれども、宿泊施設・ワーケーション普及促進業務委託だとか、公共施設ワーキングスペース管理業務委託であるとか、インターネット屋内配線工事であるとか、これらの事業をどんな形でどう進めようとしているのか、併せてお尋ねをしたいと、どういう審議がされたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） では、樋村医院のワーケーションスペースについての質問についてお答えさせていただきます。

まずは、大きなお金が動いたということの中で、その辺をどのように考えるかというようなことだろうと思いますけれども、あと個々のものですが、まずは私もちょっと勘違いしていたかというか、認識があったのは、ちょっと違っていたのが、サテライトオフィス

みたいな形で企業が来て、そこでお仕事しながら泊まるというようなイメージを持っていたわけですが、そういうことではなくて、今回示されたのは、まずは基本的に市のほうで骨格部分を整備して、内部については先ほど議員が言われたように、民間に貸し付けてやっていくんだと。整備についても、事業者のほうで一定のものをやっていただくというようなお話がありました。その中で、1つの企業に貸し付けるのということではなくて、今、何ですか、1つのこのワーケーションが進んだことによって、グループの研修とか、そういう形のワーケーションというか、使い方が今、増えてきたというようなこともおっしゃってありました。どちらかという、この樋村医院はそういうグループに貸し出して、そういう研修をやったり、いろんな議論をやり、そこでお仕事もやることだろうと思いますけれども、そういうある面では貸しますと言ったらおかしいんですが、そういうものだと。ここへ来るのは宿泊施設はなくて、要するに泊まるのは町なかのホテル等に泊まっていただく。飲食についてもそちらのほうでやっていただくということで、それが1つの波及効果という形になるかと思えます。

委員のほうも、やはり経済効果という観点でどうなのかという質問もありました。今のところ、なかなかワーケーションの経済効果というのは、先ほど言われた1泊7万円で500人来たから幾らと、そういうものではなくて、今の方向的にあるのは、そういうグループで来た方たちがまちに流れると。それと同時に、ここでワーケーションのそういうものを行ったという効果の中で、前の予算なんかにもありましたホテルの改造とか、ワーケーションを受け入れる改造とか、様々な予算が今までもついたわけですが、ああいうところにも波及効果が行くというようなことの中で、今、これが具体的に何億円だとか、何千万円だとかという経済効果というのは、今の段階ではちょっと難しいというようなことを言われております。

あともう一つは、市の建物ですよね、1億円かけてやるわけですから。その後、要するに経費が相当かかって、なるというような不安もある中で、やはり民間に委託して民間の運営の中でやっていくということになってきますと、要するに1,000万円、2,000万円、3,000万円と、そういう大きなお金を考えているわけではなくて、基本的に建物の管理者としての保険だったり何だったり、そういうものの市の要するに最低限の経費でやっていくんだと、そういうお話でございました。

ほかにインターネットの接続とか、ワーケーションポータルサイトとか、ワーケーションのこのパンフレットとか、これについては今まで進めてきた、例えば民間事業のV I L L A

GE INC.さんとか、宿泊施設とか、今、補助金を出して、今どこまで改良されているか、ちょっと分かりませんが、そういう全てに関わるものを統合したサイトをつくっていく、それで宣伝していこうと。一方ではやはりパンフレットでやっていくものもあると、そういうようなお話でした。

以上、13番議員さんの質問に100%答えているかどうか分かりませんが、そのようなお話だというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ありがとうございます。そうしますと、そこでインターネットで仕事をする、テレワークを行うというのと同じ状態だと思えます。しかし、このワーケーションというのは自分のうちで仕事をするテレワークとは違うんですよと。それはこのワーケーションと仕事と、休暇と仕事を併せてやるんだと、こういうことですから。ところが実態は、樋村医院に泊まる人はいないと。そこで作業をする、仕事をするだけの施設だということになりますと、果たして樋村医院でなければならぬのかと、こういう疑問が出てくると思うわけです。市内には空き家はいっぱいあると思いますし、使っていない、それこそ山の家にしても、公の施設としてあるわけです、そういうものは。あるいは公民館を廃止しようかというような形の政策を今取っているわけですから、何でここでなければならぬのかと、樋村医院でなければならぬのかと、こういうことの意味が立たないような気がするわけですが、そこら辺はどのように議論がされたのか。

それからグループの研修があるということですが、基本的にはこれは働き方改革ですから、人を雇っている会社がワーケーションをしようという政策を出さない限り、それなりのお客さんがここを訪れるということはあるんじゃないかと思うわけですが、そういう理解の仕方は間違っているのかなのか、グループの研修があるというのは、結局これは研究団体であって会社ではないみたいな、そういう理解もできようかと思いますが、そういう人たちの働き方改革として総務省が出しているものでは私はないんじゃないかと思うのですが、ここら辺の議論がどうなされたのかと。そして、これがいつまでに実現をして、いつから供用開始というんでしょうか、そういう委託をして、何年計画でどういう具合になるのかというような、やっぱり事業計画というものは伴う。併せて検討すべき内容を当然含んでいる事業計画にしなければならぬと思うわけです。そういう事業計画がなされているのか、なされていないのか。そういう事業計画について皆さんが質問をされたのかなのか、そ

の点を再度お尋ねしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） まずは事業計画という観点の、何年に何をやり、何年に何をやるかと、具体的にはそういうことだろうと思いますけれども、その質問はありませんでした。

あと、報告ですから、自分の推察であだこのと言うのはなるべく控えたいとは思いますが、やはりここでこれだけのお金を投入するということは、ある程度、1つの質問の中で当たり、いわゆるもう目安としてどういうところが来るという希望的な話が、これ、なかなか今の時点では言えないと思うんですけれども、持っているのかいないのかというような質問はありました。その中でやはりそこで何々企業が来るとか来ないとか、そういうことは今の時点ではまだ未定のところですから、なかなか言えないだろうと思いますけれども。自分の感触をここで言っているかどうか分かりませんが、やはり骨格をこちらがやって、中身は入ってくる事業者のほうにもお願いすると、管理もお願いするのはまた別の企業かも分かりませんが、その絵図は描かれているだろうなど、そこには自信が見えたような気は、感触の話で申し訳ないんですが、というふうには思いました。

あと、いわゆるそういう面では、会社の何ていうんですか、認可というんですかね、来る方の。今現実には今日のニュースなんかでもありましたけれども、ある銀行さんが25%はもうテレワークで仕事をするんだというようなこととか、もう支社はなくするんだとか、もう流れは、要するに会社を集まってやるという流れじゃないということは、このコロナの関係で相当進んできているだろうと。そういう面では、どこの自治体もこれからそれを手を挙げています。下田の場合は頑張ってください、今、ある程度の基礎的な段階と言ったら、ちょっとおかしいんですけれども、そういう面では乗り遅れないためにも、やはり前へ進むべきだろうというのは、そこで議論した中での感想という形で私は持ちました。感想の話で大変申し訳ないんですけれども、そういう面では事業計画とか何か、今後きちんと出すべきものは出さなきゃならないという、今の議員の言われるそのとおりの議論というのを次には求めたいなというふうには思います。残念ながら今回は年度、年度にどういうふうにしていくという突っ込みの議論はなかったと、そのように理解していただければというふうに思います。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） 意見を申し述べて終わりたいと思いますが、このワーケーションは御案内のように、菅内閣が中心になって今も進めているところだと思うんですが、やはり8時間働けば普通に暮らすことができるような、そういう労働環境をつくるのが僕は基本だと思うわけです。有給休暇はちゃんと取れると、こういうような制度がない中で、遊びながら働くなんで何だというのが、古い考え方の一般の人たちの僕は理解だと思うわけです。そんなばかなことがあるかというのは、遊びながら働くというのなら、家族と一緒に遊ぶ先の交通費は会社が持つのかと、有給休暇はどうなんだと、こういうことの整備がきちりない限り、働き方改革なんか、これ、進まないと思うわけです。

そしてちゃんとこういうワーケーションに、それなりのきちりした会社がそういう体制をつくるということがあってしかるべきだろうと。自治体がそんな施設を造る前に、会社自身が自らそういう施設を造って、手本を示すというようなことを見て、やはり自治体としてどう進めていくのかということとさらにチェックをしていくと、事業計画をつくっていくという、こういう慎重な姿勢こそ必要ではないかと思うわけです。国から補助金等々が来るから、その補助金で手を挙げて実施すればいいだと、それが成功しようとしまいと、それは一定の建設費等々や、1億6,000万円からの金がこの下田に下りてくるので、それはそれで評価すればいいんだと、こういう形であっては私はまずいんではないかと、こういう具合に思うところです。

以上です。

答弁は結構です、意見として。

産業厚生委員長（進士為雄君） してもいいんですけど、よしまししょう、議論になります。

議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

2) 議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

3) 議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

4) 議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

5) 議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

6) 議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

7) 議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

2. 審査の経過。

9月25日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平井統合政策課長、日吉総務課長、佐々木税務課長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、糸賀学校教育課長、鈴木生涯学習課長、鈴木会計管理者兼出納室長、佐藤議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(小泉孝敬君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小泉孝敬君) 質疑はないものと認めます。

これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。

以上で、委員長報告と質疑は終わります。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第8号)を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番(沢登英信君) 議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第8号)に反対の立場から討論をさせていただきます。

議第45号のこの令和2年度一般会計補正予算は、コロナに対する対応をどうするかということが大きな柱の1つであろうと思うわけであります。第1次の1兆円は、この下田にとっては1億1,200万円ほど、そして第2次の2兆円につきましては3億8,500万円の交付が来ているわけであります。ところが、このうちの1億円を財政調整基金を前もって使っているわけであります。そこに積み戻すんだと、こういう具合な予算措置となっているわけであります。予算の形式からしましても、取り崩したものをなかったものにするような処理はすべきでないことは明らかであります。4億5,000万円の財政調整基金を積むわけですから、それを4億5,000

万円ではなくて、5億5,000万円積むんですよ、どういう訳で1億円余分に積むんだと、この内容をきっちりと説明を私はすべきではないかと思うわけです。

説明をしない理由というのは、コロナ対策がもうこれで打ち切りにするんだと、こういう姿勢がそこに見えているのではないのでしょうか。コロナに対する大変な経済不況や思いをしている人たちが大勢いるにもかかわらず、1億円のお金を財政調整基金に積んで、それを使わない予算を組んできたということは批判をされて私はしかるべきであろうと思うわけであり、財政調整基金に積むにしましても、今、具体的な計画が明確でないので、コロナ対策をやったとき、そこから取り崩してやりますよと、こういう説明もなかったわけであり、

そして、この審議の中で頂きました資料を見ますと、各課から予算要求があったものは7,800万円からの予算要求があったと、こういう具合に書かれているわけであり、1億円を積むどころか、7,800万円の予算要求が、それは感染対策としてこの予算に予算する必要はないと、こういう判断をしたということが理由かと思いますが、例えば市民文化会館の利用促進交付金、スポーツセンターの利用促進交付金、これにつきましては、事業の目的や対象の範囲が不明確であり、感染防止のためイベント等の自粛要請をしながら会場利用を促進する内容であると、自粛をしながら会場利用を促進するのはおかしいと。したがって、感染対策として、そこがあるため再検討だと、検討しませんでしたよ、こういうことが記されているわけであり、しかし皆さん、この間、どういうことがあったのでしょうか。お祭りは中止され、それぞれの観光イベントも中止になり、芸術祭も文化祭も各地区で中止されている事態になっていようかと思うわけであり、何とかスポーツや芸術活動をしたいと、そういうことになりましたと、今まで芸術祭や文化祭で市が会場やその発表の場を提供してくれたと思うわけですが、そういう場所がなくなってしまっているわけであり、ピアノの先生等々のそういう人たちも含めまして、発表会をやらうとしますと、自ら会館を、あるいはスポーツをやらうとしますと、スポーツセンターを借り上げてやらなければならないと。しかも800席のうち満席にしては駄目ですよと、半分使ってくださいよと、こういうような制限もあろうかと思うわけであり、他市の人を迎え入れてはいけないと、コロナ対策をなさいと、こういう中でスポーツや文化行事を何もなくなってはしょうがない、ぜひともやっていきたいと、こう思う人たちへの僅かの会場使用料を減免しよう、あるいは無料にしてあげよう。金額的に言って、僅かここに出ておりますのは530万円程度でございます。どうしてこういうところに心を砕いていただけないのかと、こういう思いであるわけであり、

す。

しかも文化事業だけではなくて、この期間、コロナによって収入が断たれてしまっているような人たちも多くいようかと思えます。旅館を中心にし、あるいはホテルを中心にしましたマッサージの事業をしている方々、数は少ないかもしれませんが、仕事が全くなってしまうと、こういう事態になっているわけであります。

観光協会の職員を取り上げてみましても、あじさい祭や、いろんな黒船祭を含めまして中止になると、収入が入ってこないわけであります。したがって、夏のボーナス、冬のボーナスはゼロだと、こういう職場がこの下田でも少なからず出てきてまいっているのではないのでしょうか。その方々への生活支援をしていくというような姿勢が当局にぜひとも私は求めたいと、必要ではないかと思うわけであります。

そういう観点で見ますと、この補正予算は不十分であると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。したがって、早急に追加すべきものは追加をしていただいて、予算を措置していただく、こういうことが必要ではないかと思うわけであります。

そしてさらに、先ほど質問しましたワークショップにつきましても、国の有利な補助金や起債があるからというだけではなくて、この下田にとってどういう展望がこのことによって開けるのかと。事業計画をきっちりと吟味をすると、こういう姿勢が必要ではないかと思うわけであります。ワークショップについては必ずしも反対するというわけではございませんが、やはり計画が不十分だと、こう指摘せざるを得ないと思うわけであります。

こういう点から併せて、45号の一般会計補正予算（第8号）は、点検し、見直していただく必要があるという観点から反対をするものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） それでは、賛成の意見を述べさせていただきます。

まず、財政調整基金を取り崩した1億円の件なんですが、やはりこの1年では財調が2億3,000万円という金額だったと思います。この金額を1億円取り崩して、なおかつこれを使うということは、今後の形に2億3,000万円ぐらいのものは取っておかないと、どうにもいかない。という形で、格好が、方法がちょっとよく分かりませんが、とにかく財調は1億3,000万円にするということは、やはりこれからの感染とか、いろいろなことを考えた場合

にやむを得ないという格好で1億円に取り崩したのから。

〔「6億5,000万円残ってるんだよ」と呼ぶ者あり〕

4番（渡邊照志君） いや、私の意見をちょっと聞いてください。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、静かにしてください。

4番（渡邊照志君） そういうことで、これから何が起こるか分からない。コロナはまだ終わったわけでもありません。コロナがこれからどういうふうな形になるか分からないところに財政調整基金の金額というのはどうにもまずいと思ひまして、私のほうは1億円を返すことに関しては賛成でございます。

なお、はっきり言って、下田市の皆さんが全員が今、満足しているということは、当然、到底考えられません。しかし、役所の人間、各課が一生懸命案を練りまして、このコロナに関してはいろんな案を出しまして、いろんな形をやっております。例えば、前市長が取り組みました3万円の休業補償の関係の休業協力金の後に感染拡大防止協力金を3万円、これは賀茂地区でも初めての金額でありまして、それに関しては836件、約50%という予算でしたが、2,508万円を使っております。これも1つには、コロナに対する大きな事業だったと思います。それにつきましても、あとは教育委員会、コロナに関して、これからまたあるであろうコロナの感染に係りましたGIGAスクール、端末をそろえようとか、いろんな形で窓口でも融資の関係を御相談を受けたり、いろんな形でできる限りのことはしている形だと思ひます。

なお、臨時交付金の検討事業費に関しては8億9,546万5,000円。そのうち予算措置がされなかった事業は2億1,199万9,000円、約23%が事業に予算措置されなかったんですが、77%に関しては一応、皆さんの賛成を得ながら事業は進んでいるものと思ひます。よって、1億円の形に関しては、そういう形から考えまして、先ほど言った理由でございます。

という形のもので、私の意見としてみれば、これからの何が起こるか分からない措置に関して1億円なくしたということはいたし方ないという格好で、原案には賛成する立場でございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）に賛成の立

場で意見を申し上げます。

本一般会計補正予算（第8号）は、地方創生臨時交付金の用途を定める補正予算として上程されているものでございます。下田市議会は令和2年7月9日、松木市長宛てに、議会の総意として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望書を提出しております。大きく5項目に分け、要望書を提出しております。細かな項目については割愛させていただきますが、当局においてはおおむね要望した内容をこれまでの補正予算、また第8号補正予算にて予算計上されているところでございます。

また、この要望書の本文にも書かれているとおり、議会は次世代の子供たち、また災害に対する対応の貯金、基金として財政調整基金の確保についても意見を申し添えているところでございます。

よって、本補正予算については、財政調整基金の確保にも留意した案であり、賛成である立場として意見を申し上げます。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論の前に、先ほど沢登議員のほうから、ワーケーションのほうをワークショップというふうなあれがありましたけど、これ、別にそのままでもよろしい。当局。沢登議員、ワーケーションのことで。

13番（沢登英信君） 訂正してください、すみません。

議長（小泉孝敬君） ワケーションですね。はい、じゃあ訂正しておきます。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報

告どおり、これを可決することに決定いたしました。

議第55号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第55号 副市長の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） それでは、議第55号につきまして御説明申し上げます。

本案は、副市長の選任でございます。選任したい方は曾根英明さん。現在、静岡市駿河区みずほ3丁目10番6号202号室にお住まいの方で、下田市内への転居を予定しております。年齢は昭和47年1月13日生まれの49歳でございます。

曾根さんは、平成7年3月に専修大学を卒業され、平成9年4月に静岡県に採用された後、経営管理部地域振興課地域政策班長、経営管理部地域振興課地域づくり班長などを歴任し、現在、経営管理部総務課企画経理班長でございます。

これまで静岡県庁にて長きにわたり実務に当たっておられ、特に地方自治政策、過疎対策、地区住民政策など、自治行財政分野に精通しており、今後の下田市政運営において、私、市長の補佐役として、あるいは職員の事務監督者として大いに期待できるとともに、今後、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方から信頼を得て、下田市において活躍いただけるものと確信しております。

なお、任期につきましては、地方自治法第163条の規定により、本年10月1日から4年間となるものでございます。

ぜひとも議員皆様の御同意をいただけますようお願い申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

まず、本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第55号 副市長の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後 2時22分休憩

午後 2時35分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第5号～発議第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第5号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急防災・減災事業債の継続等を求める意見書の提出について、発議第6号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出について、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、発議第8号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のための「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出について、以上4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 朗読をもって一括提案をさせていただきたいと思います。

発議第5号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急防災・減災事業債の継続等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急防災・減災事業債の継続等を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出するものとする。

令和2年9月29日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、緊急防災・減災事業債の継続等を求めるため。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急防災・減災事業債の継続等を求める意見書。

地震や津波、そして台風、豪雨等の自然災害は、近年、大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしている。

緊急防災・減災事業債は、地方債充当率が100%で、そのうち地方交付税への交付税算入率が70%となっており、多くの地方自治体が、本事業債の積極的な活用により、様々な自然災害リスクから住民の生命と財産を守る対策に取り組んでいる。

本市においても、厳しい財政状況の中、この事業債を活用し、これまで防災行政無線システム共同整備や防災センター建設、消防団詰所建設、デジタル同報系無線整備などの大型事業を着実に実施し、令和2年度においても、非常時の災害対策本部となる新庁舎建設の計画

が予定されている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は再び拡大する兆候も見られ、依然として予断を許さない状況にあることから、本市においては、第2波・第3波に備えた総合的な対策が喫緊の課題であると判断し、防災・減災対策事業との兼ね合いを考慮しつつ、その対策に取り組んでいるところである。

また、本事業債は令和2年度をもって終了することから、本市では、今後の防災・減災対策への必要な財源をいかに確保するかという課題に直面し、国土強靱化地域計画を策定する上での大きな不安材料となっている。

住民の生命と財産を守るため、地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策と並行して、幅広い防災・減災対策を推進することができるよう、政府に対し下記の措置を講じるよう強く要望する。

記。

- 1．令和3年度以降も緊急防災・減災事業債を継続すること。
- 2．新型コロナウイルス感染症対策を優先し、既に本事業債の対象として採択されている事業の実施時期を見直した場合、特例措置として令和3年度以降も緊急防災・減災事業債の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月29日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第6号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新たな過疎対策法の制定を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

令和2年9月29日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

提案理由。

新たな過疎対策法の制定を求めるため。

新たな過疎対策法の制定を求める意見書。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、国土の保全、水源の涵養、食料供給、地球温暖化の防止など多面的かつ公益的機能を果たす国民共有の財産として、長らく過疎地域の住民によって支えられてきた。

こうした過疎地域の振興と自立促進を図るため、我が国では、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興等に一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域では人口減少や少子高齢化が急速に進み、多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、管理されずに放置された森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による森林崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、今後も過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化していく必要がある。

よって国においては、過疎地域の振興を図るため、新たな過疎対策法を制定するとともに、現行法の過疎地域が引き続き新法による支援を受けられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月29日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に提出するものとする。

令和2年9月29日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求めるため。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面して
いる。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方
交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要
への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、こ
れまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確
実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1．地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保する
こと。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、
償還財源を確保すること。

2．地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮
できるよう総額を確保すること。

3．令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減
収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め
弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月29日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第8号「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のための「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のための「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

令和2年9月29日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

提案理由。

「森の力再生事業」の継続及び「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長を求めるため。

「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のための「森林（もり）づくり県民税」

課税期間の延長に関する意見書。

平成18年度から実施している「森の力再生事業」は、現在、第2期の10年計画に基づき整備が進められておりますが、財源である「森林（もり）づくり県民税」の課税期間が今年度末に終了します。

賀茂地域では、これまで14年間で1,309ヘクタールの森林整備を行ってまいりました。当下田市でも310ヘクタールの森林整備を行うことができました。この事業は他の補助制度と異なり、小面積から整備可能であることから小面積の森林所有者が多い賀茂地域では、非常に有効な整備手法であります。

しかし、今日、山に入ってみると、急傾斜地で手が入っていない人工林や放置された竹林など荒廃した森林がまだまだ多く残っております。近年の多発する集中豪雨等による山腹崩壊の危険性が高まる中、荒廃森林を再生し、水源涵養や土砂崩壊防止機能などの森の力を回復させるこの事業の必要性を強く感じております。

賀茂地域では、これまで森林整備等ができる林業事業体は限られていましたが、この事業を実施したことにより、新たに木材生産に取り組み始める企業やNPOなどの異業種からの参入が進み、地域の雇用にも大きく貢献してきております。

よって静岡県におきましては、「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長を実現してくださるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月29日。

静岡県下田市議会。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 提出者、御苦労さまでした。

発議第5号から発議第8号について、提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第5号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急防災・減災事業債の継続等を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第6号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出についてに対する質疑

を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第8号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のための「森林（も
り）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

発議第5号から発議第8号についての質疑は終わりました。

提出者、どうも御苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、発議第5号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急防災・減災事業債
の継続等を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急防災・減災事業
債の継続等を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしまし

た。

次に、発議第6号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第8号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のための「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のための「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時59分閉会